

社長の息天野武則を先頭に
兇器を携へし多数の暴漢

争議團本部を襲撃し

幹部を傷け、建築物を破壊し去る!!

而も警察官は側にゐながら

傍觀的態度を執れり!!

敢へて市民諸氏の冷靜な御意見を乞ふ……

「十八日午後四時過ぎ」元濱町の争議團本部へ、相愛會の者と稱する朝鮮人
數名及内地人數名、之れを率ひて、天野社長の息天野武則が來り、而も先達として

「濱松警察署高等刑事山本某あり」彼等は、一齊に聲高く「幹部に會
せよ」と面會を強要し生憎その時幹部何づれも他出中なりしに不拘、頑として應ぜぬのみ

か奇怪にも附添ひ居たりし前記山本某巡查部長迄が「居ることは俺が知つてゐるのだが會
つたら何うだ」或は朝鮮人に向ひ「居るに違ひないが上へあがつては如何」等と、熾んに

面會強要を煽動して居たその最中、丁度本澤、三田村兩君が歸つて來たのであつた。

「するゝ突如」天野武則の命に依り暴漢數名は矢庭に前記兩君にぶどりかかり、
障子の破壊、周囲の器物を遊りかまはす破壊する等狂暴の限りを盡くしたり。

「此時に於て山本某巡查部長は」暴漢を激勵こそすれ、斷じて止めやう
とせず、且附近に多數居たりし、制私服の警官も呑氣をうに拱手傍觀して居たのである。

故に警官に於ても、黙認せる程なれば、彼等暴漢は思ふ存分暴行脅迫を爲して引揚たり。

「此處に於て」吾等は敢て市民諸氏の冷靜な御批判に訴へる次第である、即ち當
濱松市に於て、斯くの如き、社會の秩序を紊亂し、狂暴の限りを盡くすことも、それが天
野社長一族の如き資本家の行為なれば總て許さるべきことなりや否や?

或は濱松の警察官は斯くの如き兇漢の横行する先達となり、國法に於て禁止されたる

「面會強要」「暴行脅迫」「建造物毀棄」等の行為を黙認するのみか
自ら進んで之を煽動するが如きことは、之れ又相手が當濱松の代表的資本家天野千代丸一
族なるが故に許さるべき行為なりや、否や?

吾等争議團の大多數も、當濱松に生を受け、今日迄生活を續け來りたるものである。
然も未だ一回も斯くも露骨極まる警察官の態度を見聞せることなし。

冷靜なる市民諸氏よ!!

「再び問ふ!!!」斯る白晝公然と而も警察官庇護の下に行はれたる暴行の如きは、
吾等の濱松市に於て、何時の頃より默認さるることとなりしや。

「若し」それ假りれ、斯る行為の許さるるとせんか、多少市民諸氏に御不安の念を
與ふるは忍び得ざる訴ねなるも吾等は自衛の必要上斷呼として職ひを交へざるを得ず!!

以上簡單に、諸氏の御批判に問ふと共に吾等の決意を宣明するものなり。

日本樂器争議團